

第6章

事例紹介

本章では、防火対策ならびに耐震対策を講じた良質な事例を紹介しています。防火対策については防火管理体制とスプリンクラー設置を中心に記載し、耐震対策については建物の耐震性確保について記載しています。

えにし

認知症高齢者グループホーム

避難経路確保タイプ・スプリンクラー設置予定（23年度）



2階リビングからテラスに出られる（誘導灯のある掃き出し窓経由）

特徴

新築2階建て2ユニットのグループホーム。1、2階とも居室からの二方向避難が可能である。特に2階では避難バルコニーが建物外周をまわり、避難階段および一時待避可能なテラスにつながっている。これにより、火災時の避難経路の確保が十分なされている。なお、スプリンクラー設備については避難経路確保タイプの緩和特例に該当する可能性もあるが、自主的判断により平成23年度末までにスプリンクラー設備を設置予定である。

概要

法人名：社会福祉法人 桜井の里福祉会
 事業内容：認知症高齢者グループホーム
 （18名：9名×2ユニット）
 所在地：新潟県燕市
 開設年月：2008年4月
 新築/改修：新築
 耐震性能：新耐震基準
 延床面積：523㎡
 消防法区分：施行令 別表第一 6項（ロ）
 SP設置状況：設置予定
 夜勤体制：2名



外観



付近見取図

● 消防水利

火災時の避難経路確保と日常の安全の両立

- 1、2階の居室とも9室中7室は掃き出し窓により、二方向避難経路を確保している。残りの2室（各階とも）のみ出窓であるが、階段とバルコニーへの二方向避難経路を確保した。2階バルコニーは建物外周を回っており、外部階段に直結している。
- 上階ユニットには身体的介護度が軽い方が入居しており、足が悪い方は下階ユニットに居住している。
- 居室から掃き出し窓により外部に避難できるということは、裏を返せば、日常生活における転落事故防止などの安全管理に努めなければならないことを意味する。
当施設では入居者の人権に配慮して居室窓に施錠をしていない。そこで転落事故防止のためにケアの質の向上を図るとともに、バルコニー手すり高さを1,300mmとした（東京都の場合、消防隊の避難誘導活動も考慮して、手すり高さを1,100mm以上1,200mm以下としなければならない）。また1階の掃き出し窓についても、コンクリートたたきからの高さが400mmと段差があるため、足台を設置して踏み外し事故防止策をとった。



2階テラス：通常は指定された喫煙場所であり、火災時には2階居住者の一時待避場所ともなる



2階避難バルコニーから地上への避難階段



建物裏側に避難バルコニーが廻る



転落事故防止のため手摺は高め(h=1,300)



事故防止のためバルコニーから避難階段につながる所に扉をつけた

防火管理体制

- 当法人は特別養護老人ホームなどを他にも有しており、そこでの防火管理に関する知識を当グループホームでも活用している。
- 避難訓練は月1回のペースで、入居者にも参加してもらい、夜間想定で行っている。訓練では初期消火を行った後、自動火災報知器を押し、夜勤者が各居室から入居者を誘導する。2階テラスなどで一時待避し、7～8分で避難完了する。上下階ユニットの夜勤者が合わせて2名いることから、今後は1名が初期消火活動、もう1名が避難誘導活動に従事する体制の構築を検討している。
- 喫煙管理については、全館禁煙しておらず、喫煙場所を指定している（2階テラス）。現時点において入居者の中に喫煙者はいない（職員のみ）。喫煙者の喫煙は個別対応で喫煙ルールを約束し、ルールを守らなければ禁止する。なお、仏壇で線香を焚く場合には、マッチを施設側で管理するとともに職員が火の管理を行っている。
- 調理はすべて施設内で作っており、入居者もガス調理器を使用している。火の元の管理としては、夕食の後片付け後、毎日確認して書類に記載している。
- こたつぶとんも防災製品とするよう消防指導があった。



建物裏側1階の避難バルコニー出口付近の扉



最寄りの公共の消火栓（奥に見えるのがえにし）



1階居室掃き出し窓とたたきの段差解消のため足台を設置した



事務室にある火災通報装置（登録した4名に順次連絡可能）



壁面に組み込まれた消火器と火災報知器



建築概要

工期：2007年8月～2008年2月
 設計：(株)堤建築設計事務所
 施工：氏田・丸い JV
 敷地面積：883 m²
 建築面積：333 m²
 延床面積：523 m²
 構造：木造
 階数：地上2階

建築基準法上用途：児童福祉施設等
 建物の所有形態：所有
 土地の所有形態：所有

防火管理体制概要

夜勤体制：2名（各ユニット1名）
 防火管理者：選定している
 消防計画：策定している
 避難訓練：実施している
 昼間想定：1年に0回
 夜間想定：1年に12回（昼間に実施）
 地域住民の参加：あり
 地域の消防訓練への参加：なし

消防法区分（施行令 別表第一）：6項（ロ）
 消火器：設置
 自動火災報知設備：設置
 消防機関へ通報する火災報知設備：設置
 消防水利：敷地外 約30m
 スプリンクラー：設置予定（23年度）